

※※料金の記載のないものは無料※※

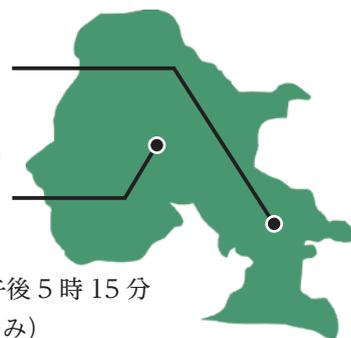
防災ラジオ貸与申請はお済みですか？

緊急地震速報など、防災情報がいち早く放送されます。申請は防災危機管理課まで。



☎**防災危機管理課**
TEL 23-7284

☎**石岡本庁舎** TEL 23-1111 (代)
〒 315-8640
石岡市石岡一丁目1番地1
☎**八郷総合支所** TEL 43-1111 (代)
〒 315-0195
石岡市柿岡 5680 番地 1



開庁時間：☽～☿ 午前8時30分～午後5時15分
※水曜日は午後7時まで（一部業務のみ）

くらし・手続き

八郷地区の家庭から出た食用廃油を回収します

▼職員がご自宅に伺います。

柿岡・小幡・葦穂・恋瀬地区

：7月18日☽

瓦会・園部・林・小桜地区

：7月19日☽

申込方法／前日までに電話で

申し込み（無料）

☎**総務課**

（内線1128・1123）

市内全域で

クリーンアップを実施

▼天候に関わらず、地区から事前予約のあった集積所を

当日回収します。窓口または

は電話でご予約ください。

日時／9月1日☽

※実施時間や雨天時の実施については、各地区で判断してください。

実施方法

①回収場所

事前に予約した集積所に、

ごみを分別して置いてく

ださい。草刈り後の草も袋

に入れてください。

※家庭内のごみ（粗大ごみを含む）は回収しません。

②ごみ袋

回収に必要なごみ袋は、

区長または協力員から受け

取ってください。

☎**生活環境課（石岡地区）**

TEL 23・1111

（内線7052・7056）

☎**総務課（八郷地区）**

TEL 43・1111

（内線1123・1128）

認知症について

悩んでいませんか？

①認知症簡易チェックサイトを

をご活用ください

▼認知症は、脳の障害によっ

て認知能力が低下し、日

常生活を送ることが困難

になる病気で、加齢に伴

うもの忘れとは異なりま

す。簡単に認知症チェッ

クをしてみませんか？家

族・介護者向け

と、本人向けを

選択できます▼



※利用料は無料です（通信料

は自己負担）。

②もの忘れ（認知症）相談会

▼認知症は、早期に診断や治

療を受け、今後の生活や介

護の見通しを立てることが

重要です。市内精神科医療

機関の精神保健福祉士など

による相談会です。訪問で

の相談も受け付けています。

日時／7月10日☽・24日☽・

8月22日☽

午後1時30分～4時

場所／地域包括支援センター

または自宅

申込方法／電話で申し込み

☎**市地域包括支援センター**

TEL 35・1127

空家バンクに

登録しませんか？

▼市内で空き家になっている

物件を「売りたい」「貸した

い」と考えている人、当市

を離れるなどの理由で空き

家になる予定の物件をお持ち

の人は、石岡市空家バン

ク制度をご利用ください。

登録していただいた物件を

必要な人へ紹介します。物

件の登録には条件がありま

す。まずはお気軽にご連絡

ください。

☎**生活環境課空家相談室**

TEL 23・7301

広告掲載欄

広告掲載欄

国民年金保険料の

納付に困ったら…

▼免除・猶予申請

7月～受付開始

令和6年度の国民年金保険料は月額1万6980円です。経済的な理由などで保険料の納付が難しい場合、納付を免除・猶予する制度をご利用ください。

- ・全額免除制度
- ・一部免除制度
- ・猶予制度（納付猶予制度・学生納付特例制度）

※申請は原則毎年必要です。詳しくはお問い合わせまたは日本年金機構ホームページでご確認ください

☎日本年金機構



ねんきん加入者ダイヤル

Tel 0570・003・004

※050から始まる電話でかける場合

Tel 03・6630・2525

危険なブロック塀などの撤去にご協力ください

▼地震災害時の倒壊による人

命などへの被害防止を目的に、危険なブロック塀の撤去補助を行っています。

補助対象／小中学校の通路

路、緊急輸送道路および避難路に面し、道路面からの高さが80cmを越える組積造^{ぐみづくぞう}、または補強コンクリート造で倒壊の危険性が認められる塀の撤去工事

※受給者本人や、撤去工事を行う業者に対する条件などもあります。

※すでに工事に着手している場合は対象外です。

補助額／次の①②いずれか低い額（上限10万円）

①危険ブロック塀などの撤去費用の3分の2

②撤去する危険ブロック塀などの面積1㎡あたり1万円を乗じた額

申込方法／事前相談依頼書に

必要事項を記入の上、関係書類を添えて申し込み

※事前相談依頼書は市ホームページから▼

☎建築住宅指導課



Tel 23・5526

7月1日☎～先着200人限定！

マイナンバーカードを郵送で受け取る方法で新規申請する人に

QUOカード1,000円分をプレゼント

申請方法：

7月1日☎以降に、本庁市民課・支所市民窓口課の窓口にて、マイナンバーカードを郵送で受け取る方法で**本人**が申請

※15歳未満の人や成年被後見人の人は法定代理人と同行してください。

※スマートフォンなどからのWEB申請、郵送による申請は対象外です。

持ち物：

①通知カード

（マイナンバーが記載された紙製のカード）

②住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）

③本人確認書類（以下のA書類より1点、またはB書類より2点）

※詳しくは市ホームページから▶

☎市民課 Tel 23-7307



A 書類（顔写真付きのもの）	B 書類（氏名・住所または氏名・生年月日が分かるもの）
・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・在留カード ・障害者手帳 ・旅券（パスポート）などから1点	・健康保険証 ・医療費受給者証 ・介護保険証 ・年金手帳または証書 ・母子健康手帳 ・学生証や社員証（顔写真付き）などから2点

広告掲載欄

広告掲載欄